

豊丘村環境保全条例案概要

現在、豊丘村の環境に関する条例は昭和49年制定「環境をよくする条例」がありますが現代にそぐわないため、豊丘村にあった環境問題等に対応するよう今回新たに条例を制定します。

この条例は、村民の皆さんが健康で良好な生活環境の確保し、将来に引き継ぐことを目的としています。

基本理念

- (1) 豊かな環境の恵みの確保と将来への継承
- (2) 自然との共生
- (3) 環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な社会を構築
- (4) 地球環境保全の推進

この理念で村、事業者等、村民の責務を定め、それぞれがすべきこと

	責 務	すべきこと
村 又は 村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的、総合的な施策の策定 ・ 村民や事業者等の環境保全に役立つ取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の保護、生活環境の保全 ・ 自然環境の保全と環境への負荷を低減 ・ 自然と人との共生を確保 ・ 特性等を生かした快適な生活環境創り ・ 環境保全施策への積極的な参加の実践活動 ・ 再生可能エネルギーの積極的利用 ・ 財政上の措置 ・ 経済的措置 ・ 環境教育及び環境学習の推進 ・ 村民等の自発的な活動を推進 ・ 良好な景観の形成に必要な措置
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止や自然環境を保全 ・ 製品の使用や廃棄による環境への負荷の低減 ・ 環境負荷低減に資する原材料や役務等の利用 ・ 村が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の届出等 ・ 燃焼不適物の焼却禁止 ・ 埋立て、焼却の抑制及び土壌汚染防止 ・ ごみ、廃棄物投棄の禁止 ・ 水質汚濁の防止及び地下水等の保全 ・ 騒音の防止 ・ 大気汚染防止 ・ 振動の防止 ・ 車両放置の禁止 ・ 自然の保護 ・ 森林の保全と緑化 ・ 農用地の肥培管理 ・ 土地の埋立て等 ・ 悪臭の防止 ・ 家畜排せつ物等の適正管理 ・ 屋外堆積 ・ 飼い主の責務
村 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活での生活環境を快適保持 ・ 村の実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音の防止 ・ 大気汚染防止 ・ 振動の防止 ・ 車両放置の禁止 ・ 自然の保護 ・ 森林の保全と緑化 ・ 農用地の肥培管理 ・ 土地の埋立て等 ・ 悪臭の防止 ・ 家畜排せつ物等の適正管理 ・ 屋外堆積 ・ 飼い主の責務

- 特定事業を定め、届出義務、事業計画の提出、事前調査及び指導、公害防止協定等の締結、監視パトロール、立入検査等を行う
- 違反した者への指導、勧告、措置命令、罰則を行う
- 環境保全対策委員会の設置